

令和5年12月20日

令和5年第4回奥多摩町議会定例会会議録

令和5年12月19日 開会

令和5年12月22日 閉会

西多摩郡奥多摩町議会事務局

令和5年第4回奥多摩町議会定例会 会議録

1 令和5年12月20日午前10時00分、第4回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	榎戸 雄一君	第2番	伊藤 英人君	第3番	森田 紀子君
第4番	相田恵美子君	第5番	大澤由香里君	第6番	澤本 幹男君
第7番	小峰 陽一君	第8番	宮野 亨君	第9番	高橋 邦男君
第10番	原島 幸次君				

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 新島 和貴君 議会係長 小峰 典子君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	師岡 伸公君	副 町 長	井上 永一君
教 育 長	野崎喜久美君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住推進課長	須崎 洋司君	総 務 課 長	天野 成浩君
住 民 課 長	加藤 芳幸君	福祉保健課長	大串 清文君
観光産業課長	杉山 直也君	環境整備課長	坂村 孝成君
環境担当主幹	原島 保君	会計管理者	坂本 秀一君
教 育 課 長	清水 俊雄君	病院事務長	岡野 敏行君

令和5年第4回奥多摩町議会定例会議事日程 [第2号]

令和5年12月20日(水)

午前10時00分 開議

会 期 令和5年12月19日～12月22日(4日間)

日程	議案番号	事 件 ・ 議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	議案第63号	令和5年度奥多摩町一般会計補正予算(第4号)	原案可決
3	議案第64号	令和5年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決
4	議案第65号	令和5年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)	原案可決
5	陳情第7号	「ガソリン価格の高騰対策として、トリガー条項の発動とガソリン税・軽油取引税への消費税課税停止・見直しを求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書	継続審査

(午後1時14分 散会)

午前 10 時 00 分開議

○議長（小峰 陽一君） 皆さん、おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配布のとおりであります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

これより議案審議に入ります。

日程第 2 議案第 63 号 令和 5 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 4 号）、日程第 3 議案第 64 号 令和 5 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 4 議案第 65 号 令和 5 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）、以上 3 件を一括して議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。井上副町長。

〔副町長 井上 永一君 登壇〕

○副町長（井上 永一君） 議案第 63 号から議案第 65 号までの令和 5 年度奥多摩町一般会計をはじめとする 3 会計の補正予算につきまして提案のご説明を申し上げます。

なお、詳細の内容につきましては、各課長から説明させていただきますので、私からは、総括的に説明をさせていただきます。

はじめに、議案第 63 号 令和 5 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。予算書をご覧ください。

歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 4,936 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 75 億 8,553 万 5,000 円とするものでございます。

2 ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

国庫支出金のうち、国庫負担金は 5 万円を追加、国庫補助金は、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金の増などに伴い、7,847 万 9,000 円を追加し、国庫支出金の計を 3 億 8,594 万 2,000 円に、都支出金のうち、都負担金は 72 万 7,000 円を追加、都補助金は、鹿害防止対策事業費補助金の増などに伴い、110 万 9,000 円を追加し、都支出金の計を 25 億 9,729 万 3,000 円に、寄付金は、ふるさと納税寄付金の増に伴い、200 万円を追加し、寄付金の計を 1,336 万円に、繰入金のうち、基金繰入金は、財政調整基金繰入金の増に伴い、6,700 万円を追加し、繰入金の計を 6 億 1,720 万 7,000 円とするもので、今回の歳入補正額は 1 億 4,936 万 5,000 円を追加し、歳入の合計額を 75 億 8,553 万 5,000 円とするものでございます。

3 ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、総務管理費は、電子計算機及び周辺機器更新委託の増などに伴い、651万2,000円を追加、戸籍住民基本台帳費は3万6,000円を追加し、総務費の計を15億289万4,000円に、民生費のうち、社会福祉費は、住民税非課税世帯臨時特別給付金、高齢者世帯等省エネ家電購入費助成金などの増に伴い、1億88万円を追加、児童福祉費は、児童措置費過年度国都補助金返還金などの増に伴い、749万9,000円を追加し、民生費の計を13億9,911万5,000円に、衛生費のうち、保健衛生費は、過年度国都補助金返還金などの増に伴い、1,307万9,000円を追加し、衛生費の計を6億7,387万3,000円に、農林水産業費のうち、農業費は、獣害システム導入業務委託などの増に伴い、75万4,000円を追加し、農林水産業費の計を9億1,710万3,000円に、商工費は、観光費で、観光施設維持委託などの増に伴い、266万1,000円を追加し、商工費の計を4億9,204万4,000円に、土木費のうち、河川費は、河川維持工事費の増に伴い、500万円を追加、住宅費は、修繕費などの増に伴い、341万4,000円を追加し、土木費の計を12億9,168万8,000円に、消防費は、消防事務委託費負担金などの増に伴い、793万円を追加し、消防費の計を3億4,365万5,000円に、教育費のうち、教育総務費は2万円を追加、小学校費は5万6,000円を追加、中学校費は、部活動支援補助金の増に伴い、60万円を追加、給食費は4万5,000円を追加、社会教育費は103万4,000円を追加し、教育費の計を6億4,089万円に、予備費は予算調整により、15万5,000円を減額し、予備費の計を3,241万5,000円とするもので、今回の歳出補正額は1億4,936万5,000円を追加し、歳出の合計額を75億8,553万5,000円とするものでございます。

以上で、議案第63号の説明を終わります。

次に、議案第64号 令和5年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。予算書をご覧ください。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,991万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,788万8,000円とするものでございます。

2ページをご覧ください。歳入の説明をさせていただきます。

繰入金のうち、他会計繰入金は10万円を追加、基金繰入金は、国民健康保険基金繰入金の増に伴い、1,981万9,000円を追加し、繰入金の計を8,893万9,000円とするもので、今回の歳入補正額は1,991万9,000円を追加し、歳入の合計額を8億2,788万8,000円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出の説明をさせていただきます。

総務費のうち、総務管理費は、国民健康保険システム改修委託の増に伴い、201万3,000円を追加し、総務費の計を749万8,000円に、諸支出金のうち、償還金及び還付金は、国都支出金及び療養給付費交付金返還金の増に伴い、1,350万7,000円を追加、繰出金は、奥多摩病院施設整備費の増に伴い、439万9,000円を追加し、諸支出金の計を1,891万8,000円とするもので、今回の歳出補正額は1,991万9,000円を追加し、歳出の合計額を8億2,788万8,000円とするものでございます。

以上で、議案第64号の説明を終わります。

次に、議案第65号 令和5年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。予算書をご覧ください。

第1条は総則となります。

第2条予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入の資本的収入のうち、都支出金は、国民健康保険調整交付金の増に伴い、440万円を追加し、資本的収入の計を9,440万円とするものでございます。

以上で、議案第65号の説明を終わります。

以上で、議案第63号から議案第65号までの3会計についての補正予算の提案のご説明をさせていただきました。いずれも今後の事業執行に欠かせない予算でございますので、ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 次に、各課長から説明をお願いします。説明は、自席に着席のまま簡潔に行っていただくようお願いします。

はじめに、議案第63号について各課長から順次所管の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（加藤 芳幸君） それでは、議案第63号 令和5年度奥多摩町一般会計補正予算（第4号）につつましてご説明いたします。

タブレット6ページをお開きください。歳入でございます。

款14 国庫支出金、項01 国庫負担金5万円の増額は、昨日の国保条例改正でもご説明しました国民健康保険産前産後保険料負担金として、産前産後の国民健康保険税制度による国保税減収分を補填するもので、国の負担率は2分の1でございます。

次の款15 都支出金、項01 都負担金、目01 民生費都負担金72万7,000円の増額は、節01 社会福祉費負担金として国庫負担金同様、説明欄記載の国民健康保険産前産後保険料負担金として都の負担率4分の1に当たる2万5,000円を計上するものです。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、項02 国庫補助金、目01 総務費国庫補助金7,847万9,000円の増額となります。内訳として、説明欄記載の個人番号カード交付事務費補助金

135万7,000円の計上は、次のマイナポイント事業費補助金が廃止となったことから154万円を皆減し、実績により新たに計上したものでございます。次の社会保障・税番号制度システム整備費補助金408万1,000円の計上は、住民記録及び戸籍附票システムふりがな対応に関わるシステム改修事業業務委託費2件分の補助金を見込むものでございます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は7,458万1,000円の皆増で、これは本年11月2日に閣議決定されたデフレ完全脱却のための総合経済対策に伴うもので、国では11月29日に補正予算が成立し、その後、地方公共団体に交付限度額が示されました。町では低所得世帯支援枠分である住民税非課税世帯臨時特別給付金事業への充当並びに推奨事業メニュー分である介護障害福祉サービス事業所物価高騰等対応支援給付金事業及び新規事業であります高齢者世帯等省エネ家電購入費助成事業に当該交付金を充当してまいります。詳細につきましては、歳出で説明いたします。

○住民課長（加藤 芳幸君） 次の款15都支出金、項01都負担金、目01民生費都負担金72万7,000円の増額は、節01社会福祉費負担金として、国庫負担金同様、説明欄記載の国民健康保険産前産後保険料負担金として都の負担率4分の1に当たる2万5,000円を計上するものです。次の節02児童福祉費負担金70万2,000円の増額は、説明欄記載の児童育成手当に係る都負担金を実績見込みにより増額計上するものです。

○観光産業課長（杉山 直也君） 次に、項02都補助金、目04農林水産業費都補助金110万9,000円の増額は、節01農業費補助金で、説明欄記載の鹿害防止対策事業費補助金で、緊急捕獲事業費については、額の確定により12万4,000円を減額し、市町村捕獲事業費については、補助率が2分の1から3分の2へ変更となったため、123万3,000円を増額するものです。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次は款17寄付金です。項01寄付金、目01一般寄付金200万円の増は、説明欄記載のふるさと納税寄付金において森林保全・活用寄付金見込額を、次の7ページにかけまして120万円、森林セラピー寄付金見込額を80万円それぞれ増額するもので、いずれも現在の寄付状況を勘案し、補正後の額を1,210万円と見込むものです。

次の款18繰入金、項02基金繰入金、目01財政調整基金繰入金6,700万円の増は、歳出における各費目の財源として財政調整基金から所要額を繰り入れるもので、補正後の財政調整基金繰入額を3億8,700万円とするものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

○総務課長（天野 成浩君） それでは、タブレット 8 ページからは歳出予算の説明に入りますが、恐れ入りますが、人件費について先にご説明させていただきます。タブレット 22 ページ、給与費明細書をご覧ください。

1、一般職、（1）の総括でございますが、下段の比較の欄の総括を見てください。給与費で、職員手当 70 万円の増額は、超過勤務手当を増額するもので、下段の職員手当の内訳の超過勤務手当の計上で、民生費において住民税非課税世帯臨時特別給付金事業費に関わる手当の計上でございます。

なお、23 ページ、ア、会計年度任用職員以外の職員、常勤職員分につきましては、只今ご説明いたしました超勤手当の計上内容でございますので、説明は省略させていただきます。

以上で、給与費の説明を終わらせていただきます。

恐れ入りますが、タブレット 8 ページにお戻りください。

歳出予算の説明に入ります。

款 02 総務費でございます。項 01 総務管理費、目 03、事業（01）広報費 75 万円の増額でございます。内訳として節 10 需用費で、広報紙の印刷製本費を増額するものでございます。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 次の目 04、事業番号（01）財政管理費 172 万 7,000 円の増は、内訳といたしまして、説明欄に記載のふるさと納税業務に関するもので、町では昨年 11 月からポータルサイトふるさとチョイスの利用を開始しておりますが、先程歳入でご説明いたしましたように、寄付金額の増額を見込むことに伴い、歳出も増額するものであり、節 12 の委託料では、返礼品調達費用を含めた経費について 152 万 3,000 円の増額を見込み、節 13 使用料及び賃借料では、ポータルサイトの利用料を 20 万 4,000 円増額するものです。

○総務課長（天野 成浩君） 次に、目 08 電子計算費は 389 万 8,000 円の増額でございます。内訳として、事業（01）電子計算管理費 18 万 3,000 円の減額は、説明欄記載のマイナポイント申込み支援業務委託料の確定に伴うもので、次の事業（02）電子計算開発費 408 万 1,000 円の増額は、歳入予算でご説明いたしました社会保障・税番号制度システム整備費補助金において、マイナンバーカードへの氏名等のふりがな及びローマ字表記の実現を図ることを目的として住民基本台帳及び戸籍附票システムの改修事業費を電子計算機及び周辺機器更新委託として計上するものでございます。

次に、目 12、事業（01）交通安全対策費は 11 万円の増額で、説明欄記載の消耗品費と

して、交通安全運動時に活用する交通安全運動実施中の蛍光反射マグネットシート 50 枚を購入する費用を計上するものでございます。

○福祉保健課長（大串 清文君） 次の目 15 人権・行政相談費、9 ページにかけまして事業番号（01）人権・行政相談費、節 07 報償費 2 万 7,000 円の増額は、説明欄記載の手話通訳謝礼について人権メッセージ発表会の開催状況に合わせて増額するものです。

○住民課長（加藤 芳幸君） 次に、項 03 戸籍住民基本台帳費 3 万 6,000 円の増額は、職員人件費の所要額の調整のほか、節 13 使用料及び賃借料において説明欄記載のとおり、複写機使用料の増により、2 万 6,000 円を増額するものです。

以上で、款 02 総務費の説明を終わります。

○福祉保健課長（大串 清文君） 次に、款 03 民生費です。項 01 社会福祉費、目 01 社会福祉総務費、事業番号（06）社会福祉協議会補助事業費、節 22 償還金・利子及び割引料は、令和 4 年度の都補助金の交付額の確定により、新たに 75 万 3,000 円を計上し、返還するものです。

なお、民生費及び衛生費における福祉保健課所管の国都補助事業に係る返還金は、前年度の国都負担金補助金の交付額の確定に伴い、当初申請に対し、実績が下回り、補助金の受入れ済額が多い場合、その超過した額を返還金として新たに計上し、国または都に対し返還するものであり、複数にわたることから、説明欄記載のとおりとして補正額等の説明を省略させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

次に、事業番号（16）国民健康保険事業費、節 27 繰出金 10 万円の増額は、説明欄記載の繰出金を新たに計上するものですが、詳細は国民健康保険特別会計で説明いたします。

10 ページをご覧ください。事業番号（17）少子化対策事業費、節 22 償還金・利子及び割引料は、令和 4 年度の母子保健事業に係る東京都と国の補助金の確定により、それぞれ説明欄記載の返還金を新たに計上するもので、次の事業番号（18）住民税非課税世帯臨時特別給付金事業費では、本年 6 月の補正予算に続き、今回は、国の補正予算によるデフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえ、町として 12 月 1 日を基準日とし、住民税非課税世帯に対する 1 世帯当たり 7 万円の給付金について、対象世帯を 900 世帯と見込み、その給付に係る費用を事務費含め、節 03 職員手当等から節 18 負担金・補助及び交付金まで、説明欄記載のとおりそれぞれ見込み、合計 6,525 万円を増額するものです。

次の事業番号（19）介護・障害福祉サービス事業所物価高騰等対応支援給付金事業費、節 18 負担金・補助及び交付金 850 万円の増額は、6 月の補正予算に続き、国の補正予算による物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、町として、引き続き物価高騰の

影響を特に受けております 24 時間 365 日サービスの提供を行っている町内の介護・障害福祉施設に対し、給付金として 20 万円、75 万円、もしくは 170 万円を施設サービスの種別に応じて支給するものです。

次の事業番号（20）高齢者世帯等省エネ家電購入費助成事業費では、同じく国の補正予算による交付金を活用し、町として新規事業となりますが、65 歳以上の高齢者のほか、障害者手帳を保持する方を対象に、省エネ基準を満たすエアコン、または冷蔵庫の買い換え費用に対し、ただし、住民税非課税世帯に限り、今年夏の猛暑を踏まえ、来年夏の熱中症対策も含め、エアコンがない世帯の新規購入費用も対象とし、それぞれ 5 万円を限度として合計 260 件の申請を見込み、助成するものとし、事務費含め、節 10 需用費から節 18 負担金・補助及び交付金まで、説明欄記載のとおりそれぞれ見込み、合計 1,314 万円を新たに計上するものです。

11 ページをご覧ください。次に、目 02 老人福祉費、事業番号（01）高齢者福祉地域支援事業費から 12 ページにかけまして、事業番号（23）筋力向上トレーニング施設事業費までの節 22 償還金・利子及び割引料は、令和 4 年度の高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金、地域福祉推進区市町村包括補助事業補助金など、都補助金の交付額の確定により、それぞれ説明欄記載の返還金を新たに計上するものです。

次に、目 03 心身障害者福祉費、事業番号（07）重度障害者（児）タクシー乗車料金等助成事業費、節 19 扶助費 4 万 5,000 円の増額は、説明欄記載の扶助の実績見込みによるもので、次の事業番号（08）障害者総合支援事業費、節 19 扶助費 20 万円の増額は、説明欄記載の補装具の新規購入、または修理の実績見込みによるもので、節 22 償還金・利子及び割引料は、13 ページにかけて、次の事業番号（09）障害者医療事業費の節 22 償還金・利子及び割引料と同じく、説明欄記載の国庫負担金返還金、都負担金返還金の令和 4 年度の交付額の確定により、それぞれ返還金として新たに計上するもので、事業番号（09）のうち、節 19 扶助費 20 万円の増額は、説明欄記載の給付費の実績見込みによるもので、次の事業番号（10）障害者地域生活支援事業費、節 12 委託料 12 万 5,000 円の増額は、説明欄記載の委託について手話通訳者の派遣に係る費用の実績見込みにより増額するものです。

次に、項 02 児童福祉費、目 01 児童福祉総務費、事業番号（01）児童福祉費、節 07 報償費 4 万円の増額は、説明欄記載の委員報償の実績見込みによるもので、次の事業番号（02）ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業費及び事業番号（10）子育て世帯生活支援特別給付金事業費の節 22 償還金・利子及び割引料は、説明欄記載の都補助金を令和 4 年度の交付額確定により、それぞれ返還金として新たに計上するものです。

次の目 02 児童措置費、14 ページをご覧ください。事業番号 (01) 保育所措置費、節 12 委託料 390 万円の増額は、説明欄記載の古里保育園への児童措置費のうち、町独自の特別な配慮が必要なクラスにおける措置の費用を実績見込みにより増額するもので、事業番号 (02) 児童手当費及び事業番号 (03) 児童育成手当費の節 22 償還金・利子及び割引料は、説明欄記載の国庫負担金及び都負担金を令和 4 年度の交付額の確定により、それぞれ返還金として新たに計上するもので、事業番号 (03) 児童育成手当費の節 19 扶助費 70 万 2,000 円の増額は、説明欄記載の手当について実績見込みにより増額するものです。

次の目 04、事業番号 (01) 子ども家庭支援センター事業費、節 10 需用費 62 万円の増額は、説明欄記載の光熱水費は、主に電気料を実績見込みにより、修繕費は、監視カメラの映像を確認するモニターの修繕をそれぞれ見込むものです。

以上で、款 03 民生費の説明を終わります。

次に、款 04 衛生費となります。項 01 保健衛生費、目 01 保健衛生総務費、15 ページをご覧ください。事業番号 (01) 保健衛生総務費、節 22 償還金・利子及び割引料 81 万 7,000 円の増額は、説明欄記載の都補助金について令和 4 年度の交付額の確定により返還金として新たに計上するもので、次の事業番号 (02) 保健福祉センター管理費、節 10 需用費 20 万円の増額は、説明欄記載の消耗品として同センター内で使用するコピー用紙、プリンタートナーなどの購入を見込むものです。

次の目 02 予防費、事業番号 (01) 健康づくり推進事業費から 16 ページにかけまして事業番号 (13) 心の健康対策事業費までの節 22 償還金・利子及び割引料は、説明欄記載の令和 4 年度の医療保健政策区市町村包括補助事業補助金などの都補助金の交付額確定により、それぞれ返還金として増額もしくは新たに計上するもので、事業番号 (13) 心の健康対策事業費の節 07 報償費 2 万 3,000 円の増額は、説明欄記載の講演会の講師謝礼を人数の増を見込み増額するもので、事業番号 (14) 自殺対策事業費、節 10 需用費 1 万 2,000 円の増額は、自殺予防リーフレットの印刷部数の増を見込むもので、次の事業番号 (15) 新型コロナウイルスワクチン接種事業費から次の目 03 母子保健事業、17 ページにかけまして、事業番号 (16) 未熟児養育医療事業費までの節 22 償還金・利子及び割引料は、説明欄記載の国庫補助金負担金及び都補助金負担金について令和 4 年度の交付額の確定に伴い、それぞれ返還金として新たに計上するものです。

以上で、款 04 衛生費の説明を終わります。

○観光産業課長（杉山 直也君） 次に、款 06 農林水産業費です。項 01 農業費、目 02 農業総務費、事業 (02) 農作物有害鳥獣対策事業費 41 万 8,000 円の増額は、節 12 委託料で、

説明欄記載の獣害システム導入業務委託を増額するものですが、同システムの導入業務委託については、令和5年度一般会計補正予算（第2号）で33万円を計上し、システム構築についての検討を進めておりましたが、提供いただいたオープンソースソフトウェアを実際に運用するためには、動作環境の改善やセキュリティ対策を行う必要があり、新たなプログラムを構築するため、委託費用を増額するものです。

次に、目03 農業振興費、事業（03）体験農園管理運営事業費33万6,000円の増額は、節12 委託料で、滞在型ラウベの利用者退去に伴い、3棟分のハウスクリーニングが必要となったため増額するものです。

以上で、款06 農林水産業費の説明を終わります。

次に、款07 商工費です。項02 観光費、目02 観光施設費、事業（01）観光施設維持管理費266万1,000円の増額は、内訳として、節10 需用費のうち、修繕費を冬季の観光施設の修繕に備え、100万円を増額し、次の節12 委託料で、キャンプ場などの観光施設周辺の倒木のおそれのある立木の伐採や枝落としを行うため、観光施設維持委託費を166万1,000円増額するものです。

以上で、款07 商工費の説明を終わります。

○環境整備課長（坂村 孝成君） 次に、款08 土木費でございます。次の18ページにかけまして、項03 河川費、目02、事業（01）河川維持費500万円の増額は、節14 工事請負費を増額するもので、奥多摩町川野267番6先、川野トンネル坑口山側の河川内におきまして全長約20m、元口直径80cm、末口40cmの松の大木の倒木が発生し、河川の流量を阻害するとともに、土砂の堆積が生じており、当該箇所直下に位置する民家への越流が懸念されることから、撤去工事に要する費用として増額するものです。

○若者定住推進課長（須崎 洋司君） 次に、項04 住宅費、目01 住宅管理費311万4,000円の増額は、内訳として、事業（01）若者定住推進事業費100万円の増額で、節12 委託料は、予算の増減はありませんが、説明欄記載の寄付物件管理業務委託を実績により増額し、寄付物件耐震補強実施設計委託については、対象物件がないため皆減し、川井松葉地内分譲地実施設計委託については、擁壁の構造計算費用を増額し、次に、節14 工事請負費で、説明欄記載の定住対策用地（川井松葉）構造物等撤去工事費で、当初の見込みより廃材の処分量が増えたため増額するものです。

次に、事業（03）町営若者住宅管理費211万4,000円の増額は、節08 旅費から節10 需用費については、それぞれ実績により増額し、節11 役務費については、町営若者住宅梅沢の火災保険料を見込むものです。

次に、目 02 住宅建設費、19 ページをご覧ください。事業（01）子育て応援住宅建設事業費 30 万円の増額は、節 12 委託料で、説明欄記載の子育て応援住宅造成設計業務委託は、小丹波南ノ原文化会館下の造成設計で、擁壁の構造計算費用を増額するものです。

以上で、款 08 土木費の説明を終わります。

○総務課長（天野 成浩君） 次は款 09 消防費でございます。項 01 消防費、目 01、事業（01）常備消防費 785 万 3,000 円の増額は、節 18 負担金・補助及び交付金で、説明欄記載の消防委託費負担金の増額でございます。委託費負担金は、東京都と町との間で、令和 5 年度消防委託事務の管理に要する経費負担に関する協定書に基づき、地方交付税の基準財政需要額の消防費のうち、常備消防費、整理費を除く 100%に相当する額とすることから、算定根拠に基づき支出するものでございます。令和 5 年度普通交付税算定において消防費に関わる単位費用、補正係数ともに増加したことに伴い、消防事務委託費負担金を 1 億 7,069 万 6,000 円の確定となることから、当初予算の消防署の庁舎等の借地料と合わせて常備消防費の予算額全体を 1 億 7,116 万 7,000 円とするものでございます。

次に、目 02 非常備消防費、事業（02）消防団費は 7 万 7,000 円の増額で、説明欄記載の式典等に使用する音響設備賃借料を計上するものでございます。

以上で、款 09 消防費の説明を終わらせていただきます。

○教育課長（清水 俊雄君） 次に、款 10 教育費です。項 01 教育総務費、目 01 教育委員会費 2 万円の増額は、節 08 旅費について、教育委員の旅費を実績見込みにより増額するものです。

次に、項 02 小学校費、目 02 教育振興費 5 万 6,000 円の増額は、節 13 使用料及び賃借料について、説明欄記載のタブレットライセンス利用料、児童が使用するタブレットを管理するアプリ 40 台分のライセンスを追加するものです。

20 ページをお開きください。次に、項 03 中学校費、目 02 教育振興費 60 万円の増額は、節 18 負担金・補助及び交付金について、説明欄記載の部活動支援補助金、部活動を指導していただいている外部指導員への謝礼を増額するものです。

次に、項 04 給食費、目 01 給食管理費 4 万 5,000 円の増額は、節 10 需用費、燃料費を実績見込みにより増額するものです。

次に、項 05 社会教育費、目 01 社会教育総務費 77 万 1,000 円の増額は、事業（01）社会教育総務費、節 10 需用費につきまして、20 歳を祝う会の式典後の懇談会を新型コロナウイルスへの感染やインフルエンザの流行が懸念されることから取りやめ、その代わりに昨年同様、出席していただいた 20 歳の方へ記念品としてギフト券を送るために増額するもの

です。

事業（03）文化会館管理費、節 10 需用費、06 修繕費は、文化会館空調設備の温度を制御する機器の修繕により増額するものです。

次に、目 03 文化財保護費 32 万 3,000 円の増額は、節 18 負担金・補助及び交付金について説明欄記載の文化財保存事業費、川野の車人形を修復しましたが、その修復費用の額の確定に伴い、町の補助額を増額するものです。

以上で、款 10 教育費の説明を終わります。

次に、款 14 予備費 15 万 5,000 円の減額は、歳入歳出の調整によるものです。

以上をもちまして、議案第 63 号 令和 5 年度奥多摩町一般会計補正予算（第 4 号）の説明を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、議案第 63 号の説明は終わりました。

次に、議案第 64 号について説明を求めます。住民課長。

○住民課長（加藤 芳幸君） 議案第 64 号 令和 5 年度奥多摩町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましてご説明いたします。

タブレットの 6 ページをお開きください。歳入でございます。

款 05 繰入金、項 01 他会計繰入金 10 万円の増額は、産前産後保険料軽減制度における保険料減額分の補填として一般会計から繰り入れるもので、負担割合、国 2 分の 1、都 4 分の 1、町 4 分の 1 による合計 10 万円の増額を見込むものです。

次の項 02 基金繰入金 1,981 万 9,000 円の増額は、主に概算交付を受けている前年度の普通交付金、保険者努力支援交付金及び特別調整交付金の額確定に伴う返還金に対応するため、国民健康保険基金から繰入れを行うものです。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、7 ページをご覧ください。歳出となります。

款 01 総務費、項 01 総務管理費 201 万 3,000 円の増額は、節 12 委託料において、産前産後保険料軽減制度に対応するため、説明欄記載の国保システムの改修委託費を計上するものです。

次の款 08 諸支出金、項 01 償還金及び還付金、目 02、事業（01）償還金 1,350 万 7,000 円の増額は、説明欄記載の国都支出金及び療養給付費交付金返還金の増によるもので、内訳といたしまして、普通交付金 1,085 万 6,776 円、保険者努力支援金交付金 212 万円、特別調整交付金返還金 53 万 1,000 円でございます。

次の項 03 繰出金、目 01 病院事業会計繰出金 439 万 9,000 円の増額は、奥多摩病院施設

整備に対しての国庫補助金、直営診療施設整備費交付金が特別調整交付金として国民健康保険特別会計へ入金されたことから、特別調整交付金のうち、直営診療施設整備費交付金を病院事業会計へ繰り出すものでございます。詳細は、病院事業会計補正予算でご説明させていただきます。

以上で、議案第 64 号の説明を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、議案第 64 号の説明は終わりました。

次に、議案第 65 号について説明を求めます。病院事務長。

○病院事務長（岡野 敏行君） 議案第 65 号 令和 5 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）の内容についてご説明いたします。

2 ページをお開きください。資本的収入の実施計画書でございます。資本的収入を 440 万円増額し、資本的収入の合計を 9,440 万円にするものです。増事由でございますが、令和 4 年度の国民健康保険特別会計における特別調整交付金には、令和 4 年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計分 440 万円が含まれており、病院事業会計に繰り入れるべきものでございましたが、繰入れをしておりませんでした。これは令和 4 年度に奥多摩病院で導入した X 線 CT 装置に係る繰入金に該当するものでありましたので、改めて令和 5 年度に国民健康保険特別会計から奥多摩町国民健康保険病院事業会計に繰入れさせていただこうとするものです。

次の 3 ページから 6 ページにつきましては予定貸借対照表でございますが、実施計画書の内容に基づき作成したものとなっております。詳細な説明につきましては省略させていただきます。

以上で、議案第 65 号の説明を終わります。

○議長（小峰 陽一君） 以上で、議案第 65 号の説明並びに全議案の説明は終わりました。

お諮りします。会議の途中であります。ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午前 11 時 5 分から再開します。

午前 10 時 51 分休憩

午前 11 時 05 分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより質疑を行います。

議案第 63 号、一般会計補正予算については、はじめに歳入、次に歳出、それぞれの質疑

を行い、議案第 64 号から議案第 65 号までについては、歳入歳出含めて一括で行います。

はじめに、議案第 63 号の歳入の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小峰 陽一君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 63 号の歳入の質疑を終結します。

次に、議案第 63 号の歳出の質疑を行います。質疑ありませんか。高橋議員。

○9番(高橋 邦男君) 9番、高橋です。

歳出の 20 ページお願いします。教育費のほうの部活動の指導費ですかね。部活動支援補助金増の 60 万円のところなんですけど、部活動の外部指導員、現在何人ぐらいいるのかということと、あと指導の種目と言っていいんですかね、それについて教えてください。お願いします。

○議長(小峰 陽一君) 教育課長。

○教育課長(清水 俊雄君) 9番、高橋議員の部活動についての質問にお答えいたします。

1 点目、まず種目です。種目は現在、バトミントンの外部指導員で、メインが 2 名、サブで 2 名という形で 4 名体制で行っております。よろしくお願いたします。

○議長(小峰 陽一君) 高橋議員、今の回答でよろしいですか。

○9番(高橋 邦男君) よろしいです。結構です。

○議長(小峰 陽一君) 分かりました。ほかに質疑ありますか。澤本議員。

○6番(澤本 幹男君) 6番、澤本です。

17 ページの農林水産業費の農作物有害鳥獣対策事業費の中で 41 万 8,000 円、委託費で導入増ということで、今年 33 万、システム構築というお話をいただいたんですけど、このシステムの内容をもう一度教えていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長(小峰 陽一君) 観光産業課長。

○観光産業課長(杉山 直也君) 6番、澤本議員からのご質問にお答えいたします。

ページ 17 ページの事業(02)農作物有害鳥獣対策事業費の委託料の中の獣害システムの内容ということでご質問いただいたと思います。

こちらにつきましては、東京都デジタルサービス局のイベントの中で、シビックテックということで、そちらのほうが開発したオープンソースソフトウェアを使って獣害の通報をするようなシステムになります。具体的にはLINEのアプリのほうを使用いたしまして、登録をした人からライン上で通報をいただくというシステムになりますけれども、特

に文字の入力とかは必要なくて、LINEのほうで通報を誘導していくようなシステムになります。

まずは通報をはじめるといことで、獣種のほうの種類を選ぶ画面が出てきますので、例えば猿だとか鹿というところをクリックしていただくといことで、獣種を選択をいたします。次に、場所の選択といことで、位置情報のほうを許可している方についてはグーグルマップが出てきますので、間違いがなければ、そのまま進んでいただくような形になります。次に、写真を撮られている方がいらっしゃれば、その写真をLINEのほうに添付をしていただくとい状況になります。それだけでどこの場所で、何の獣種による被害が出ているのかといことで写真も地図も当然つけられるといことで、特に文字の入力なく通報ができるいようなシステムになります。

町側としてもその情報が蓄積をされまして、いつ、いような場所に、いような獣種のほうの被害が起こっているのかいようなところがデータ化されるいような状況で、今までは、特に猿とかは発信器をつけて猟友会の方が受信をしないとなかなか分らなかったいようなところがあるんですが、登録した方がリアルタイムで通報していただくことによつて、今どこに被害が出ているのかいことで、猟友会の方とも情報提供しながら、まだ運用については具体的には決めてはいないんですけども、リアルタイムで情報提供できるいことと、あと登録されている方についても、今どこに被害が出ているいようなところも閲覧できるいような形になると思っておりますので、いようなリアルタイムの通報システムを東京都のデジタルサービス局のイベントの中で提案をいただきましたので、町としても獣害対策いことで一歩進んだ取組をしていきたいいことで、当然オープンソースソフトウェアになりますので、そこからシステムを構築しないと実際の実運用ができないいことで、当初は33万円の計上だったんですけども、実際にシステム業者の方に調べていただくと、やはりセキュリティの問題だとか、いようなところをしっかりと強化しないと実運用ができないいことでご提案いただきましたので、今回補正で増額計上させていただいたい状況でございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。原島議員。

○10番（原島 幸次君） 10番、原島です。

1点お聞きしたいんですが、ページ数が17ページ、款06農林水産業費、(03)体験農園管理運営事業費のうちの33万6,000円なんですが、ラウベククリーニング代3棟いようなふうになっているんですが、現状の状況について、現状何棟あつて、何棟入っているのか。

この3棟が空きになっちゃえば、いつ頃からこの募集を開始するのか。それをお聞かせいただければありがたいなと。お願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 10番、原島議員からのご質問にお答えいたします。

同じく17ページになります。事業（03）体験農園管理運営事業費、滞在型ラウベのハウスクリーニングの関係から現在の状況と今後の募集をどうするのかというご質問かと思えます。

滞在型ラウベにつきましては全部で13棟ございます。ここで1年契約というところになりますので、来年度更新するかという調査は既に実施をしております。先日、更新をされるという方の審査を行いました。年度末で返還をしたいという要望があった方が2区画ございます。2区画のほうの募集というところなんですけれども、従前は空きが出た段階で募集をかけていたという状況でございましたが、短期間での募集だと空きが出てしまうという状況もございましたので、現在は随時募集ということで、随時募集を受けて待機をしていただくという状況でございます。現在待機者が10名おりますので、申込みがあった順番でご意向のほうを確認させていただいて、3月31日までの契約期間が残っておりますので、4月1日から利用が可能かどうか、今、上位の方からご確認をさせていただいているという状況でございますので、4月1日から現在空いている2区画のほうは埋まるような形で今事務を進めております。

また、今年度8月末で1名退去された方がいらっしゃったんですけれども、こちらにつきましても待機者のほうからご意向をお伺いいたしまして、9月1日から既にご利用いただいているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 宮野議員。

○8番（宮野 亨君） 8番、宮野でございます。

同じページの獣害システム、澤本議員の質問のプラスで、多分このシステム、これからのシステムを構築していくものだと思うんですが、一般の人は猿を見たということで、電話なりでそちらに通報行くと思うんですけども、そういうことはプラスされていくのか。あと私たちもよく見かけるんで、電話をしたいなと思うこともあるんですが、そういうことも組み込んでいただけるのかどうか。まだシステムの構築ができていない状況なんで、答えるのはちょっと難しいかなと思いますけど、いかがなものでしょう。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 8番、宮野議員からのご質問にお答えいたします。

17ページの先程澤本議員からのご質問に絡めて獣害システムの関係でございます。

これLINEを使うシステムで、先程簡単にご説明をさせていただいたんですけれども、LINE上で文字を入力することなくクリックして進んでいくというような通報システムになります。ちょっと試験的に導入というところもございまして、実際いきなりフルオープンというよりは、山葵栽培組合の方だとか、治助芋の栽培協力者、また、農林水産係のほうで獣害被害の調査をやっておりますので、そういう方にご協力をいただいて、どのように運用していったら効果的になるのかということをもっと最初にやらせていただきたいと思っております。

現在は一般の方から猿の被害の通報が電話によって来ておりますので、当然まだフルオープンというところがないので、一般の方からの猿の通報につきましては引き続き観光産業課のほうでお受けをさせていただいて、猟友会とともに猿の追い払い等について実施をしていきたいということでございまして、LINEの登録ができない方もいらっしゃると思いますので、その方については電話で今までどおりお受けをしたいというふうを考えております。

○議長（小峰 陽一君） 宮野議員。

○8番（宮野 亨君） 8番、宮野です。

今の答弁のこと、LINEなんだけど、電話の方から受けたやつもLINEの中にはデータ的にはどんどん蓄積されているし、タイムラグがなければ猿もすばしっこいので、そのすばしっこさに負けずに電話とか、LINEを活用してすぐに対応できるような形ができればいいなということで、ちょっと要望になっちゃいますが、返答結構でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。大澤議員。

○5番（大澤由香里君） 5番、大澤です。

先程の17ページのラウベの件なんですけど、確認なんですけど、3棟のクリーニングということだったんですけども、2区画が変わるということで、あとの1棟はどんな感じなのかなというところと、あとすみません、もう一点、10ページの一番下のところ、高齢者世帯等省エネ家電購入費助成事業費のところなんですけども、6月議会で質問させていただいた高齢者に対するエアコンの補助というところが実現するのかなというふうに変な喜ばしいなと思うんですが、これの説明と、あといつから募集して、どういう形でやるのかというのをもう少し詳しく教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 5番、大澤議員からの1点目のご質問にお答えいたします。

同じく17ページ、ラウベのクリーニングの関係で、3棟分の予算を取らせていただいたというところで、年度末が2棟退去ということで、残り1棟の分をどうするのかというようなお話かと思えます。先程ご説明させていただいたとおり、更新という調査はさせていただいたんですけれども、年度途中での退去が可能であって、どうしても1棟分、予算的に予備というか、残して予算を取らせていただいて、急な退去が来たときに、3月補正だとちょっとぎりぎりです間に合わないというところもございますので、1棟分は予備的な部分で予算を取らせていただいたということでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 大串課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 5番、大澤議員の2点目の質問にお答えいたします。

予算書10ページ、事業番号（20）高齢者世帯等省エネ家電購入費助成事業費について改めて事業の説明と今後の募集についてのお尋ねになろうかと存じます。

まず、こちらの事業ですが、先程説明の中で大澤議員からもこれまで一般質問でご提言いただいた中、また、同じく一般質問で原島議員からもご提言いただいた状況がございますけれども、この夏の猛暑の状況を踏まえて国の事業等を活用できないかという検討の中で、省エネ家電というところで活用ができるのではないかとこのところでございます。

対象者については、65歳以上の高齢者の方がいらっしゃる世帯と、障害者手帳をお持ちの方がいらっしゃる世帯を対象にするものでございます。

省エネ家電というところの中で、こちらやはり国のメニューの中で、温室効果ガスの排出量の削減というところがありますので、省エネ基準を満たすエアコン、もしくは冷蔵庫について、買い換えのところが主なところではございますけれども、大澤議員、原島議員のこれまでの一般質問、ご質問もありましたので、非課税世帯の方については、買い換えでなく、エアコンがない場合も限定してエアコンのみ対象にして5万円を助成するものでございます。

今後の募集について現時点の検討段階ということでご理解いただきたいと存じますが、まずは非課税世帯の方でエアコンがない方のところを募集したいと考えておまして、それについて1月に確認、申請受けるような形を今、検討しているところでございます。その確認については、申請を待つだけではなく、民生・児童委員の方にご協力いただいて、各地域の状況等についてご確認をいただいて、その中で福祉保健課のほうでご案内をさせ

ていただくということで考えております。

2月以降になりますけれども、課税世帯の方に広く周知をさせていただきまして募集をさせていただくという形で現段階考えているところでございます。

なお、エアコンのみ、冷蔵庫のみ、もしくは両方ともというような形であれば最大10万円という形でございます。

ただ、繰り返しになりますが、非課税世帯のところについては買い換えでなく、エアコンがない方についてもエアコンのみ5万円助成というところで、検討する中で費用として全額助成にはならず、取付け費用等含めると10万円を超えてくるようなところがありますけれども、非課税世帯の方については、別の全国的に行う7万円の給付がありますので、それと合わせお考えいただくような形で、エアコンがない世帯については、来年の夏に備えて、ぜひエアコンを設置いただくような形で事業を進めていきたいというふうに考えております。ご理解をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 宮野議員。

○8番（宮野 亨君） 8番、宮野でございます。

同じページの（18）住民税非課税世帯臨時特別給付金事業費、節18負担金・補助及び交付のところ、説明欄の住民税非課税世帯臨時特別給付金増とありますけど、ここで非課税世帯は何世帯ぐらいあるのか、もし差し支えなければ教えていただきたい。

○議長（小峰 陽一君） 大串課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 8番、宮野議員のご質問にお答えいたします。

予算書同じ10ページの事業番号（18）住民税非課税世帯臨時特別給付金事業費、節18負担金・補助及び交付金の6,300万円についてのご質問の中で、世帯数ということでございますけれども、予算の見込みとしましては900世帯を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

今の宮野議員のところなんですけれども、これ一般財源6,525万円なんですけど、先程課長のご説明では、歳入のほうで国都支出金から充当されるということだったんですけど、なぜ一般財源に入っているのか。教えていただけますでしょうか。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 4番、相田議員さんからのご質問にお答えいたします。

10ページのところに事業番号（18）から（20）までということで、国の交付金を活用し

ということで、私の説明のほうで特定財源といいますか、国の財源を活用して充当するというお話をさせていただきました。一方で、歳出のところ、財源内訳のところ、国都支出金の部分に数字が入ってないというお話かと思います。

この部分につきましてですけれども、一般的には補助金等につきましては充当という同じ言い方をしますけれども、国都のところ、数字を入れておりますのは目的がはっきりしているものということで、数字を入れさせていただきます。

今回の場合は重点支援の交付金ということで、先程推奨事業メニュー含めてというお話をさせていただきました。いわゆる7万円の部分というのは国のほうでこれをやりなさいということのお金ではあるんですけども、一方で、介護・障害福祉サービスや省エネ家電の部分というのは幾つか推奨事業メニューというのがあります。その中で、基本的には自治体がどれを使っていくかというようなお話になっています。それが1つと、あと現状では予算の部分では、こういった支出額を想定しておりますけれども、また先程募集受けて内容の変動もあろうかと思えます。その際に、これは事務上の話になりますけれども、財源を有効に使いたいためにあらかじめ固まった形で支出のほうに全て充当することではなくて、国のお金ではあるんですけども、受け口としては先程の歳入科目にあるとおり、国のお金として受けます。ただ、使い道としては一旦は一般財源化という形で使わせていただいて、最終的に決算の段階では国のお金が幾ら使われているという実績の部分では、はっきりさせたいということで、事務上の話ですけれども、予算上はこういう柔軟性を持たせた使い方をさせていただくということでやらせていただいております。

これと似たようなパターンが東京都の市町村総合交付金も、やはり十数億円ということで、あれもメニューが多岐にわたりますので、東京都のお金なんですけれども、当初予算等見ていただくと分かるんですけども、それが個別に歳出のほうにちりばめられているかという、予算上からはちょっと見えない。それも結局、柔軟性を持たせるためということで、こういう取扱いをさせていただいておりますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。森田議員。

○3番（森田 紀子君） 3番、森田です。

私からは4点お伺いさせていただきます。

ページが14ページ、保育所措置費ということで、390万円補正額が上がっていますが、先程のご説明で、町独自の特別な措置とおっしゃっていたように思うんですけども、具体

的にどのような措置か教えていただきたいということと、ページ数が8ページ、以前お話を伺っているかもしれないんですが、また教えてください。ふるさと納税の利用料、サービス料、ふるさと納税業務支援サービス利用料増額ということで、こちらはふるさと納税が納税額が上がるとスライド式に、その利用料が増えるのかどうか教えてください。

あと17ページ、農作物有害鳥獣対策事業費で、システム導入のお話があったんですけども、LINEが使われているシステムを構築なさっているということで、先程セキュリティの強化みたいなお話があったんですが、LINEが12月8日、ヤフーとLINEが発表したんですが、9,600万人分の情報が漏えいしておりまして、44万人分の不正アクセスが行われたというニュースが流れました。その点で、セキュリティの強化など、そちらの会社さん、デジタルサービスシビックテックさんですかね、その方たちとどのようなお話があるのか、お聞かせいただきたいということです。

○議長（小峰 陽一君） 質問は3問までにしてください。

○3番（森田 紀子君） 分かりました。ありがとうございます。

○議長（小峰 陽一君） 大串課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 3番、森田議員の1点目のご質問にお答えをさせていただきます。

ページ14ページ、事業番号(01)保育所措置費の委託料、児童措置費、古里保育園に対する措置費の内容についてということでございます。

まずこちらでございますけれども、町独自ということで、国都においては医療機関に受診をされているお子さんに対して特別な加算がございますけれども、なかなか医療機関の受診というのはハードルが高い状況がございますので、保育園からの要望を受けまして昨年度補正で事業化したところでございますが、保育園としてクラス運営する中で、どうしても個別な対応が必要な園児の方がいらっしゃるということで、古里保育園、氷川保育園それぞれ申請を受けて、その申請に対して子ども家庭支援センターで配置しております臨床心理士に園児の状況等を確認していただいて、その状況を踏まえて、クラスに応じて対応が必要な場合ということで、今回の場合は、古里保育園について月額13万円について3クラス該当というような形で措置として支給するものでございます。

なお、氷川保育園からももちろん今年度申請を受けておりまして、氷川保育園については、当初予算の中で対応できておりますので、こちら古里保育園だけでなく、氷川保育園も含めて町独自で対応しているということをご理解いただきたいと存じます。

まず1点目については以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 3番、森田議員さんからの2点目の質問にお答えいたします。

ページが8ページでございます。財政管理費、こちらのふるさと納税業務委託関係ということでございます。質問の趣旨といたしましては、歳入のほうでいわゆる寄付金が増えることに対して、こういった業務委託費もスライドして増えるのかというような内容かと思えます。

ふるさと納税の制度につきましては、総務省のほうでいろいろな規定が定められております。そういった中で、基本的に従前から言われている部分は寄付金額の30%以内で返礼品を行いなさいと。なおかつそのほかにこういった業務委託とか、それから送料とかもそうですけれども、或いは今回、使用料の部分、これが支援サービス利用料とありますけれども、ふるさとチョイスのポータルサイトの利用料ですけれども、この部分も含めて総経費が寄付額の5割以下に収めるというルールがあります。こういったことも含めまして、今回歳入の部分で増額をさせていただいて、それに見合う形で業務委託料、返礼品の部分も含めて増えますので、おっしゃるとおり、歳入見合いで歳出も増やさせていただいているというご理解でよろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（杉山 直也君） 3番、森田議員からの3点目のご質問でございます。

17ページの獣害システムの関係で、LINEのアプリを使うというところで、LINE自体の情報漏えいだとか、不正アクセスの問題、この辺りをシビックテックの皆さんとどのようにお話ししているのかというご質問かと思えます。

今回提供いただいたオープンソースソフトウェアというのが先程ご説明させていただいた東京都デジタルサービス局のイベントの中で、奥多摩町が今困っていることということで、やはり獣害の被害が大きいということで問題提起をさせていただいたところ、参加している1つのチームの方、シビックテックの方から、それではその奥多摩町の困っている課題に対して何かできないかということで、町とのヒアリングを行いながら、「モンキーハンター」というお名前なんですけれども、こちらのプレゼンをいただいて、こういうシステムできますよということでオープンソースソフトウェアのほうの提供ができるということで、町としてもこちらを使っていきたいということでこの事業を進めているところでございます。

シビックテックの方もこのデジタルサービス局のイベントの中の提案にできるまでのセ

セキュリティだとか、実運用ができる動作環境とかがそれほどしっかりしているものではなくて、こういうオープンソースソフトウェアがあるので、これを活用して、アプリで運用ができますよということで、オープンソースソフトウェアをいただいたからすぐにできるという状況ではなかったものですから、プログラムの作成ができる業者の方に相談をさせていただいて、実際見ていただいたところ、やはり新たなプログラムを構築する必要があると。こちらセキュリティの関係で、動作環境も含めてなんですけれども、そういった状況で補正予算を組ませていただいたところでございます。

セキュリティの関係なんですけれども、ヤフーのほうの情報漏えい、不正アクセスという部分の改善については、ヤフー本体のほうが当然解決すべきものということは前提でございますけれども、アプリを町のほうも活用させていただくということもございまして、十分セキュリティのほうについては注意を払いながら構築をしていきたいということで考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 質問ありますか。相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

2点ございます。1点目が12ページ、款03民生費、項01社会福祉費、目の事業（07）重度障害者（児）タクシー乗車料金等助成事業費のところの説明のタクシー乗車料金等扶助増ということなんですけれども、昨年度もそうなんですけど、事務報告書によりますと、ほぼ使用されてない事業で、83%だったり87%、この中のタクシー乗車料金の助成が37%、利用率が37%というところなんですけど、今回補正に上がったということは、利用者が増えているのかということをお聞きしたいと思います。

2点目はページが20ページ、款10教育費、項05社会教育費、目、事業（01）社会教育総務費の説明のところの01消耗品費のところなんですけれども、先程の課長のご説明では、20歳を祝う会のギフト券ということで、参加された方というふうにお聞きしました。昨年の第4回定例会のときに、大澤議員のほうから、できれば全員に記念品があってもいいのではないかというような質問があったかと思いますが、20歳を迎える方、式に参加しなくても、大勢ではないと思うので、不参加の子どもたちにもギフト券がプレゼントできないかなと思いましたので、そこら辺をお伺いいたします。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 大串課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 4番、相田議員の1点目の質問にお答えをいたします。

予算書 12 ページ、目 03 心身障害者福祉費の中の事業 (07) 重度障害者 (児) タクシー乗車券等助成事業費でございますけれども、こちらのタクシー乗車券等ということで、この等のところにガソリン券の助成を含めてございますが、議員ご指摘のとおり、タクシーよりもガソリン券の利用が多い状況で、昨年度は予算の中で8割余りの利用率というところでございましたが、今年度、年度末に向けての見込みでございますけれども、現時点、新規の手帳の取得の方等3名分を見込む中で、予算の不足が生じる可能性があるということで補正増してございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長 (小峰 陽一君) 教育課長。

○教育課長 (清水 俊雄君) 4番、相田議員のご質問にお答えさせていただきます。

ページ 20 ページ、項 05 社会教育費、事業番号 (01) 社会教育総務費の中で、20歳を祝う会につきまして20歳を迎えた方に対するギフト券の配布ということで、不参加の方にも配布できないかというご質問だったと思います。去年も大澤議員の質問にお答えしたんですけども、記念品は中止した祝宴懇談会ができなかった代わりとしてお贈りしております。

現在、奥多摩町は、20歳を迎える方は奥多摩から転出してしまった、奥多摩に住所のない方にも小学校、中学校の卒業者にはご案内を申し上げて、式のほうに来ていただいている状況です。今回も7名町外に転出した方をお呼びしております。参加、不参加は別にして7名お呼びしている状況で、そのような方もいらっしゃいますので、去年も同じ内容で答弁させていただきましたけども、参加者が町民のみではないというところで、式のほうに参加した方に記念品をお贈りしたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願います。

○議長 (小峰 陽一君) 森田議員、先程の質問の追加はありますか。どうぞ。

○3番 (森田 紀子君) そういたしましたら、8ページ、電子計算開発費の委託料で、先程ふりがなの入力を国のほうから多分、総務費補助金ということで出ていると思うんですけど、こちら入力に関して入力する方法等、結構煩雑なんでしょうか。

それと多分日本のシステムがなかなかうまくいかない、例えばマイナポイントとかマイナンバーカードとかでエラーがたくさん出てしまうのが多分このふりがな入力がうまくいってないからだという話がありまして、今回それで多分ふりがな入力、力を入れているんですけど、職員の方が入力をなさるんでしょうか。それで、その業務として大変な業務なんでしょうか。教えていただけたら幸いです。

○議長 (小峰 陽一君) 総務課長。

○総務課長 (天野 成浩君) 3番、森田議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

8ページの電子計算開発費の委託費の部分でございますけれども、こちらにつきましてはマイナンバーカードへの氏名、ローマ字表記等に関わるものに限るということになっております。ここの部分で住民記録システムふりがな対応に関わるシステムの改修事業費と、あと戸籍の附票システムに対する改修の事業費という形になりますので、入力については職員になろうかと思っておりますけれども、ここについては改修事業費についての金額を補正計上させていただいたという形になりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（小峰 陽一君） 住民課長。

○住民課長（加藤 芳幸君） すみません、森田議員の質問の補足をちょっとさせてもらいますけど、戸籍の関係等の住民基本台帳を含むふりがななんですけども、今、総務課長も申しましたけど、とても職員でできる範囲ではございませんので、外部委託になると思っております。

なお、詳細がいろいろ決まり切っておりませんので、幾つか業者には打診はしているんですけども、業者のほうも、どうやっていいかが決まり切らないので、明細な金額は出ないんですけども、それにしても概算でも5,000万ですとか、奥多摩町にしてもそういう程度かかってしまうような事業になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

すみません、先程のギフト券のことで追加なんですけれども、町外の方、7名にも案内状を送っているということなんですけれども、いかがでしょうか、町内に居住する若者については全員配布というようなことはできないでしょうか。住所が町内にある若者、町外に出ている方は別にして、町内に在住する20歳の方には、式典に出なくても配布するということは難しいでしょうか。

○議長（小峰 陽一君） 教育課長。

○教育課長（清水 俊雄君） 4番、相田議員のご質問にお答えいたします。

20ページのギフト券の関係ですけれども、昨年も同様な形で実施しておりますし、また、今年のご案内も既にそのような形で出しておる状況で、去年と今年、違うという形になりますとまた平等ではないというところもございまして、来年度以降は考えて検討していくという形でご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 町長。

○町長（師岡 伸公君） 教育長、すみません、私がちょっと。よろしいですか。

要するに、主目的がどこにあるかという観点で教育のほうも考えていると思いますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありませんか。伊藤議員。

○2番（伊藤 英人君） 2番、伊藤です。

10 ページ、事業（20）高齢者世帯等省エネ家電購入費助成事業費ですけれども、これの対象者が65歳以上とか、障害者手帳保持者のいる世帯とか、対象に関してご確認させていただきましたが、対象高齢者65歳以上を中心とする限定する風に目的が何なのかが分からないといえますか、エアコンなどがなくて困っているのは、例えば子どもがいるような世帯も同じことですので、最近の夏の暑さとか、省エネ家電の必要性に関しては、高齢者だけの問題ではありませんので、子育て世代なども対象に入れられるように計らうことはできないでしょうか。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 大串課長。

○福祉保健課長（大串 清文君） 2番、伊藤議員のご質問にお答えいたします。

予算書10ページ、事業番号（20）高齢者世帯等省エネ家電購入費助成事業費の対象者についてということでご質問をいただきました。

議員からは子育て世代についてということですが、町として検討する中で、子育て世代については、今年度東京都の新たな事業で018サポートということ、18歳以下のお子さんをお持ちの家庭に年間6万円新たな支給制度もございます。そういった都の制度であったり、一方で、現役世代の方については、来年になりますけれども、所得税減税等という形で対応がございますので、そういった中で総合的に考えた中で、奥多摩町は高齢化率50%を超える状況でございますので、限られた国からの交付金の中で対象者として65歳以上、もしくは障害者手帳をお持ちの方という形での考え方でございますので、子育て世代、現役世代については、国並び都の制度の中で支援がなされているということでご理解いただきたいと存じます。

○議長（小峰 陽一君） 伊藤議員。

○2番（伊藤 英人君） もう一度お願いします。確かに国庫支出金として歳入が来ているんですけども、やはりこの金額など、予算上は一般財源から繰り出していかないと、この予算どおりにいった場合には成立しない事業になりますので、予算的には確かに町の財政的には大変ではあるんですけども、この部分、都の制度や所得税減税は、今後は考えられますが、町としての子育て支援の部分、特に新生児のいる家庭に関しては、本当に

命に関わることでもありますので、どうか今後もご検討をお願いいたします。回答のほうは必要ありません。よろしくお願いします。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第 63 号の歳出の質疑を終結します。

次に、議案第 63 号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第 2 議案第 63 号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第 63 号については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議の途中ではありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、午後 1 時から再開いたします。

午前 11 時 57 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議案第 64 号の質疑を行います。質疑はありますか。大澤議員。

○5 番（大澤由香里君） 5 番、大澤です。

7 ページの款 08 諸支出金、項 03 繰出金のところです。病院事業会計繰出金のところで、特別調整交付金から 439 万 9,000 円というところで、病院会計のところでもご説明がありましたけれども、繰入れするべきところをしていなかったというところなんです。そこら辺の詳しい経緯の説明をお願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 病院事務長。

○病院事務長（岡野 敏行君） 5 番、大澤議員のご質問にお答えいたします。

調整交付金につきましては東京都から町に一括して交付されるものでございますが、こちらに内訳が示されておりました。そのため、ここに病院分が含まれているという

ことを失念しておったというものであります。

これにつきまして都のほうから指摘がありまして調査したところ、今言ったような経過が分かったため、ここで改めて繰入れをさせていただこうというものになります。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 5番、大澤議員。

○5番（大澤由香里君） 5番、大澤です。

ということは、昨年度にやっていなかったものを今年にやっても大丈夫だということだったのでしょうか。

○議長（小峰 陽一君） 病院事務長。

○病院事務長（岡野 敏行君） こちらにつきましては、今年度改めて入れるということで問題はないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第64号の質疑を終結します。

次に、議案第64号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第3 議案第64号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小峰 陽一君） 起立多数であります。よって、議案第64号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号の質疑を行います。質疑はありませんか。4番、相田議員。

○4番（相田恵美子君） 4番、相田です。

先ほどの大澤議員と同様の質問になるかと思うんですけども、ただいまの事務長のご答弁では、病院の分が含まれていることが分からなかったということなんですけど、都の支出金で、都から指摘されるまで分からなかったというぐらい不透明なものなのかなと思ったんですけど、どの時点で、これは町のほうとしては気づけるものなのでしょうか。先ほど含まれているとは思わなかったということなんですけど、前例というか、毎年のこと

だと思っんですけども、それはどんなふうに捉えていいのかという。その中に病院の分が含まれているということは、事務長もご存じなかったということなんですよ。ちょっとそこら辺の経緯が分からないので、すみません、詳しく教えていただければと思います。

○議長（小峰 陽一君） 病院事務長。

○病院事務長（岡野 敏行君） 4番、相田議員のご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、毎年あるというものではございませんで、先ほど説明しましたように、CTの購入のような大きいものときに申請をしていただくものでございましたが、私のほうでその把握が不十分で、調整交付金の中に含まれているということに気づきませんでしたということになります。

以上でございます。

○議長（小峰 陽一君） 副町長。

○副町長（井上 永一君） 相田議員のご質問ですけども、相田議員おっしゃるように、どの時点でというのがありまして、本来、病院の機器等は、補助金を受ける場合に国保への調整交付金という形の中にその補助金も含まれてくるということで、病院のほうにすれば、何を買って、国から幾らとかというようなことで当然把握しておって、最終的にそこら辺の確認をするべきところなんですけれども、今回、その確認ができなかったために、そこが抜けてしまった。最終的に都のほうでも精査している中で、補助金として受入れていないんで、そこら辺の対応は今年度でいいんで、しっかりきちんと対応しろというようなこともございまして、そのためにここのご提案となったんですけども、本来、補助申請しているほうで、きちんとそこら辺を把握して気づくべきであるということで、そこら辺は職員の怠慢だったというふうに考えておりますので、そこら辺含めて今後指導のほうもまたしてまいりたいと思いますので、ご理解をちょうだいしたいと存じます。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。3番、森田議員。

○3番（森田 紀子君） 3番、森田です。

そうすると、既に令和4年度の決算が終わっておりまして、例えば企業会計とかだと修正とかがあるんですけど、修正とかをなさるんですか。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 病院事務長。

○病院事務長（岡野 敏行君） 現在のところは令和5年度に入れさせていただくということで、まだ修正等は考えておりませんが、そこについて、すみませんが、今後検討させていただきます。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） すみません、3番、森田議員のご質問に対しまして、今、事務長から答弁差し上げたところですけど、若干補足ということで、今、令和4年度の決算がもう済んでいるというところで、その修正が可能かどうかという話をいただいたんですけども、今、検討というような言い方を事務長のほうがしてしまったんですが、基本的に議会において既に認定をいただいておりますので、その部分については4年度はその決算のままということですよ。先ほど副町長からもありましたように、都からの指摘事項、指導等もございまして、その4年度は動かざる事実ということですので、今、令和5年度予算でも補正をしていますけれども、最終的に5年度の決算の中では1年ずれますけれども、4年度分をちゃんと確かに入れたという形で、最終的には整理するという形になるということに考えられますので、ご理解のほうよろしく願いいたします。

○議長（小峰 陽一君） 3番、森田議員。

○3番（森田 紀子君） そうすると、令和4年度の決算時にCTを購入した金額というのが赤字計上とかには別にならなかったんですか。

○議長（小峰 陽一君） 病院事務長。

○病院事務長（岡野 敏行君） 3番、森田議員のご質問にお答えいたします。

CTの購入につきましては、4条の予算になりますので、基本的には補助金と、それまでのいわゆる内部留保資金で購入しておりますので、赤字という概念には当たらないというふうに考えております。

以上です。

○議長（小峰 陽一君） 森田議員、よろしいですか。ありますか。

○3番（森田 紀子君） 大丈夫です。

○議長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第65号の質疑を終結します。

次に、議案第65号について討論を省略し、採決したいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第4 議案第65号について原案に賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小峰 陽一君) 起立多数であります。よって、議案第65号については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5 陳情第7号 「ガソリン価格の高騰対策として、トリガー条項の発動とガソリン税・軽油取引税への消費税課税停止・見直しを求める意見書」を政府に送付することを求める陳情書を議題とします。

本件については、付託した総務文教常任委員長より、会議規則第72条の規定により、配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小峰 陽一君) 異議なしと認めます。日程第5 陳情第7号については、総務文教常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。次の本会議の予定は、12月22日となっておりますので、明日12月21日は休会としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小峰 陽一君) 異議なしと認めます。よって、明日12月21日は休会とすることに決定しました。

なお、本会議3日目は、12月22日午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦労さまでした。

午後1時14分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員